

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	草野地域 (紅桃林、草野東、小山田、塚原、草野西、夫婦木、矢作、吉木東、合原、吉木西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 16日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

草野地域は、米、果樹(柿)、花卉(アザレアほか)、植木及び野菜(キュウリ、イチゴほか)が中心作物である。家族経営の耕作者が多く、営農組織はない。柿の「富有」の産地だが、後継者不足の状態が続いており持続対策が喫緊の課題である。なお地域農業の耕作者は551名(平均年齢72歳)であり、高齢化が顕著でもある。

草野地域は灌漑排水の整備は昭和から平成初期にかけて実施されているものの、農地自体は条里制の名残で狭小なものが多いという特徴がある。米のほか植木や花の生産が多く、山麓の傾斜地には果樹が広がっている。地域農業をどのように継続していくか、整備が必要か、歴史的背景含め検討を重ねる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業は、古くから適地適作を模索した結果、米のほか、果樹や花卉、植木が栽培されてきたが、近年野菜を栽培する農家が増えてきている。一方、果樹は耕作者が減少傾向にあり、栽培手法の効率化や販売ルートの開拓、高付加価値化などを模索し、果樹栽培の魅力を高める必要がある。

農地の集積は認定農業者や認定新規就農者等を中心に進める必要がある。しかし集約については、必要性はあるものの整備が必須であり、また基盤整備自体が規模の効率性が高い農作物向きであるため、地域として実施するか慎重に検討する。地域の農地と消費者のニーズに合う農業を関係機関と協力して検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	302.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	302.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

果樹栽培は果樹畑と住宅地の隣接している箇所が多く、農業散布の時期など地域と調整が必要である。居住地と畑の整理は課題であり、個々の状況を勘案し長期的な整理が必要である。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者等を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の農業に応じた整備が必要な場合に検討をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動などを活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業を請け負う農業支援サービスがあれば活用したい。 また作業者を確実に確保していくため、作業時期や業務量の平準化も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
イノシシやシカの被害が多発。防護柵や檻設置による捕獲を推進するため、補助を活用しながら捕獲体制の強化に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料
地域の農業と消費者のニーズに合う農業として減農薬があるか検討したい。